

広労雇均発0624第1号

令和元年 6月24日

各位

広島労働局雇用環境・均等室長



夏季における年次有給休暇の取得促進について

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日閣議決定）においても「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得促進を一層促進する取組が求められているところです。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい時季を捉え、その環境整備を進めており、年次有給休暇取得促進期間（10月）に加え、ゆう活の取組促進、計画的年次有給休暇制度の導入促進等、今年度の夏季においても社会的な機運の醸成を図りたいと考えております。

つきましては、本主旨をご理解いただき、同封のポスターの掲示、リーフレットの配布、広報誌等への周知について、ご協力をお願い申し上げます。

(担当)

広島労働局雇用環境・均等室 うえうち 上内

電話 082-221-9247

